

## タイにおける製造物責任法【その1】

Rouse & Co. International (Thailand) Ltd.

Fabrice Mattei



Rouse & Co. International は1990年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界13カ国に計16の拠点を有し、600名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。タイオフィス(バンコク)は2000年設立。2013年にはミャンマーにもオフィスを開設している。Mattei氏はタイおよびミャンマーオフィスの代表であり、弁護士としても数多くの訴訟を代理している。

タイにおける製造物責任法について、全2回のシリーズで紹介する。

2009年2月20日に製造物責任法が施行されるまで、タイには製造物責任に関する法律が存在しなかった。消費者の権利と、メーカー側の潜在的責任は、民商法典と、刑法典の一般原則が排他的に適用されていた。

タイに製造物責任法がなかった理由を理解するには、タイの法律の基礎を理解する必要がある。タイの法律は一般に特定の問題について救済を重視せず、民商法典が定義する公的秩序の維持を主題にしている。

しかし、一部の製品については、メーカーに責任を課す具体的な法規が存在する。例えば食品法 (Food Act B.E. 2522)、医薬品法 (Drugs Act B.E. 2510)、化粧品法 (Cosmetics Act B.E. 2517) などである。これらは公的秩序を維持するという利益にかんがみて公布された。これらの法律は、タイ政府がその定めに従い製品や製法を規制し検査できるようになっている。しかし、そのいずれも、消費者が問題の製品を使用したことにより負傷その他の損害を被った場合の賠償権を定めていない。

### (1)従前の消費者保護の水準

#### ○民商法典：契約

民商法典第472条によると、販売者は、自らが販売した物品の欠陥が物品の価値を傷つけ、または通常の用途もしくは契約の目的に適さないようになった場合、その欠陥について責任を負う。この規定は、販売者が、かかる欠陥の存在を知っていたか否かを問わず適用される。

契約法では、契約関係が必要となる。提訴することができるのは、契約当事者たる購入者だけである。したがって、第三者に損害を与えた場合のメーカーの責任という概念は存在しない。

例：乳児の親がミルクを購入した。乳児はそれを飲み病気になった。タイでは、親は販売契約に基づき販売者やミルクメーカーを訴えることはできない。負傷したのは親ではないからである。同時に、その乳児は購入者ではないから損害賠償を請求できない。

民商法典第 483 条によると、販売契約の両当事者は、販売者が自らが販売した商品の欠陥について責任を問われないと合意することができる。これは通常、契約中の責任排除条項によって行われる。

### ○民商法典：不法行為

民商法典第 420 条によると、故意、過失、または違法に他人の命、身体、健康、自由、財産その他の権利を傷つけた者は、不法行為を行ったとみなされ、被害者を補償する責任を負うと規定されている。

民商法典第 420 条は、メーカーが傷害を生じさせた商品を販売したか否かにかかわらず、そのメーカーに責任を負わせている。しかし、消費者に直接商品を販売するメーカーは、上記の民商法典の販売契約条項によっても責任を問われる可能性がある。

故意または過失によるメーカーの不法行為を立証する責任は消費者側にある。したがって、証拠上の理由から、メーカーに対する主張は立証が難しい。

例：あるホテルが崩壊して多くの人を負傷した。原告はホテルのオーナーに対して、または建物の建築業者、エンジニア、建築士に責任を問うことができるが、相手方に過失行為があったことを立証するのは困難であり、通常複雑かつ膨大な証拠を提出する必要がある。これは通常原告にとって不可能である。

## ○民商法典：雇用

民商法典のいくつかの条項は、以下の場合、雇用者を請負業者から保護している。

- ・請負業者が材料を供給することになっている場合、請負業者は合法的に良質の材料を供給する責任がある（第 589 条）
- ・材料が不適切であることを請負業者が知っていた場合、使用された材料の質により生じた欠陥については請負業者が責任を負う（第 591 条）
- ・請負業者は、下請業者のいかなる行為または過失についても責任を負う（第 607 条）

## ○刑法典

主に 2 つの違法行為がある。公共に危険をもたらす違法行為は 236～239 条に基づき処罰され、取引に関連する違法行為は第 270～第 275 条に定められている（商品の出所、性質、品質について購入者を欺くこと）。

原告は、被告が故意または過失により行動したことを立証する。刑罰は通常、抑止的効果はない。

## ○消費者保護法

消費者保護法は、安全性、損害賠償、製品広告、製品表示について基本的な消費者の権利を定めている。

しかし、消費者保護法に基づき提訴する権限のある消費者は、「契約上のパートナー」または購入者である。したがって、商品の使用者は対象とならない。しかも訴訟を起こす権限があるのは、公認の消費者保護機関のみである。消費者保護法は消費者の利益保護を図る実質的効果を有さず、消費者保護法に基づく制裁に抑止効果も弱い（罰金は小額である）。

タイにおける製造物責任法、「消費者保護の新たな水準」について、【その 2】で解説する。

【その 2】へ続く

平成26年度

新興国等における知的財産  
関連情報の調査

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)